東芝グループのESG活動報告 E S G

# Governance

# ガバナンスの徹底と より一層の強化のために

透明性のある企業統治と最適な内部統制を追求し、ステークホルダーから信頼される誠実な経営を実行します。

#### **CONTENTS**

**193** ガバナンス

194 コーポレート・ガバナンス

207 リスクマネジメント・コンプライアンス

225 研究開発と知的財産

#### ESG活動報告 ガバナンス

# コーポレート・ガバナンス



東芝グループは、取り巻くさまざまな環境の変化やステークホルダーからの要請などに対して適切に対応するため、経営の効率性、透明性を高め、内部統制を徹底し、ステークホルダー・エンゲージメントを果たしていきます。なお、本ページの記載内容は、サステナビリティレポート2021発行時点での最新の情報を含みます。

#### 中長期目標

東芝グループの持続的成長と、中長期的な企業価値向上を実現 し、東芝グループにかかわるすべてのステークホルダーの利益に 資すること。

#### 2020年度の成果

- ・東証・名証一部市場に復帰
- ・ポートフォリオ管理ルール (ROS5%ルール) のもと、先端システムLSI (SoC) の新規開発から撤退
- ・コロナ環境下で中間・期末配当の実施(2020年度80円配当)
- ・1,500億円の株主還元方針を決定
- ・内部統制システムの更なる強化への取り組みの一環として、 外部の有識者を招いて「コンプライアンス有識者会議」を設置。 この会議の提言を受け、法務部内にリスクマネジメント・コンプ ライアンス室を新設。

#### 今後の課題と取り組み

- ・外国籍複数名を含む、国際的な事業経験や事業ポートフォリオ、事業再構築、M&A、資本市場や資本配分の専門性、法律・コンプライアンスの専門家という、東芝の事業変革の実行を推進し、かつリスク案件への対応のために必要となるスキルセットを確保する、きわめて革新的な取締役会の構成を継続し、この取締役会による執行に対する監視・監督と戦略の検討を通じて当社の事業変革の着実な実行及びリスク案件への適時適切な対応を図り、企業価値の最大化を通じて株主価値向上を図ります。
- ・東芝は、東京証券取引所第一部、名古屋証券取引所第一部に上場していることが、長期的な価値創造に適した安定的な資本構成を提供しており、上場会社としてのメリットを生かすことが企業価値の向上に繋がると現時点では確信していますが、非上場化を含めさまざまな企業価値向上のための提案を選択肢として排除するものではもとよりありません。他方、非上場化には様々な課題も存在するものと認識しています。客観的に見て具体的かつ実現可能性のある真摯な買収提案がなされた場合には、当社取締役会としてこれを真摯に評価・検討していきますが、その場合のプロセスおよび内容は、株主をはじめとする当社ステークホルダーの多くが納得するものでなければならないものと考えています。当社および当社株主の最善の利益のために行動することが当社取締役会の責任であり、最も重要であると認識しております。
- ・東芝は更なるコーポレート・ガバナンスの強化を目的に取締役会による意思決定の支援を行う戦略委員会を設置し、社外取締役の みで構成される独立した立場から当社の将来について検討を行います。当委員会は、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の ため、企業価値向上に向け、当社の将来について入念かつ客観的な検討を行い、取締役会による意思決定の支援を行うことをミッ ションとします。
- ・東芝グループの株主還元の考え方は、平均連結配当性向30%※以上の実現を基本に、安定的・継続的な増加を図ります。また、適正 資本を超える部分は、自己株式取得を含む株主還元の対象とします。なお、適正資本水準は定期的に取締役会の検証を受けるもの とします。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に備え当面は財務の安定性を重視しますが、将来のキオクシアホールディングス株 式会社の株式売却から得られる手取金純額の過半を原則として株主還元に充当することを意図しております。今後、新型コロナウイ ルス感染症の状況が鎮静化しているようであれば、一層の株主還元の促進と当社の長期的な企業価値の向上を目的として、継続的 な資本配分の改善のため、積極的なポートフォリオの見直し(これらには成長性の高いM&A機会の検討を含みます。)と事業売却を 実行していく方針です。

※当面の間、キオクシアホールディングス株式会社に係る持分法投資損益は、当該還元方針の対象外としています。

- ・東芝は、すべての事業活動においてコンプライアンスを優先するとの基本方針の下、内部統制の更なる強化をはかっております。 当社は、最前線の事業部門を第1線、管理部門を第2線、そして監査部門を第3線とする3ラインディフェンスを設け、各々の役割と職務を明確にしたうえで、牽制機能を働かせながら、各々の職責を適切に果たすことで、有効なリスク管理を実現するべく、各施策を実施してきました。当社は、2020年度、内部統制システムの更なる強化への取り組みの一環として、外部の有識者を招いて「コンプライアンス有識者会議」を設置し、その提言を受け、法務部内にリスクマネジメント・コンプライアンス室を新設し、コンプライアンス意識の再徹底及び横断的なコンプライアンス体制・諸施策の強化を図っていくこととしました。また、コンプライアンス有識者会議から要改善・検討事項と指摘を受けた項目については、以下の方向性で当社3ラインディフェンスを強化していきます。
  - ✓ コンプライアンス意識の浸透については、組織目標よりもコンプライアンスが優先するという大原則を確固として周知徹底すべく、 適時適切なメッセージ発信、教育プログラムの整備に取り組んでいきます。
- √ 不正リスク管理については、不正には「ゼロ・トレランス (絶対に許容しない考え)」で臨むとの方針を改めて打ち出したうえで、不正 対策の水準の平準化、統制活動の規程化、マニュアル整備、懲戒処分の周知強化等、必要なルールを整備・運用していきます。
- √ 内部通報制度については、一層の周知徹底や、国内での英語受付の開始、海外通報ネットワークの強化により、利用を促進する仕組みを更に整えていきます。
- 不正リスク管理体制に対する内部監査については、人員増強等により内部監査機能を強化し対応していきます。

#### > コーポレート・ガバナンス

# 東芝コーポレートガバナンスの方針

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、もって株主、投資家をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等当社に係るすべてのステークホルダーの利益に資することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としています。この方針の下、取締役会の業務執行に対する監督機能を重視していることから、執行に対する監視・監督及び会社の基本戦略の決定に専念し、業務執行の決定を大幅に業務執行者に委任することができる指名委員会等設置会社を採用しています。

なお、当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みについて規定しております。

プローポレートガバナンス報告書(2021年8月12日発行) [227KB/18ページ]

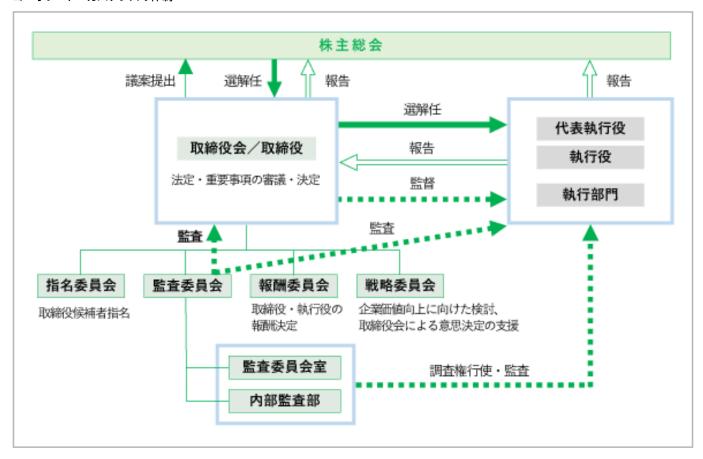
🃆 コーポレートガバナンス・ガイドライン(2021年10月21日発行) [295KB/11ページ]

# 東芝のガバナンス体制

当社は、取締役会の業務執行に対する監督機能を重視し、業務執行の決定は大幅に業務執行者に委任することを志向していることから、 指名委員会等設置会社の機関設計を採用しています。取締役会の主なミッションは、「執行に対する監視・監督」及び「会社の基本戦略の決定」です。

取締役会は、監視・監督機能を適切に発揮できるよう社外取締役の比率を過半数(取締役8人中社外取締役6人:2021年6月現在)としています。また取締役会には指名・監査・報酬の各委員会を設置しており、いずれも社外取締役のみで構成し、経営の透明性を高めています。また、法定の各委員会に加え、社外取締役のみで構成される戦略委員会を設置しています。

#### コーポレート・ガバナンスの体制



# 買収防衛策について

東芝は現在、買収防衛策を導入していませんが、東芝株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見などを開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値および株主共同の利益の確保および向上につとめます。

# 情報公開方針

情報公開方針はこちらをご覧下さい。

# 取締役の状況

### 取締役一覧 (2021年6月25日以降)

#### 取締役(8名)

氏名		企業経営	法律・ コンプラ イアンス	会計 ・ 監査	多様性*	M&A	企業再構築	資本市場	国際事業経験
綱川智		0				0	0	0	0
<b>島澤守</b>		0				0			0
ポール ブロフ	社外取締役、 独立役員	0	0	0	0		0		0
ワイズマン廣田 綾子	社外取締役、 独立役員	0			0			0	
ジェリー ブラック	社外取締役、 独立役員	0		0	0	0	0		0
レイモンド ゼイジ	社外取締役、 独立役員	0			0	0		0	0
綿引 万里子	社外取締役、 独立役員		0		0				
橋本 勝則	社外取締役、 独立役員	0	0	0		0			0

※多様性とは、ジェンダー・民族・国籍・その他属性の多様性を意味します。

なお、取締役8名のうち、2名が女性です。

取締役の経歴はこちらをご覧ください。

#### 取締役議長と委員会の構成

取締役会議長(暫定)	綱川智
指名委員会	レイモンド ゼイジ (委員長) 、ポール ブロフ、ジェリー ブラック、綿引 万里子、橋本 勝則
監査委員会	橋本 勝則 (委員長) 、綿引 万里子、ポール ブロフ
報酬委員会	ジェリー ブラック (委員長) 、ワイズマン廣田 綾子、綿引 万里子
戦略委員会	ポール ブロフ (委員長) 、レイモンド ゼイジ、ジェリー ブラック、ワイズマン廣田 綾子、橋本 勝則

#### 取締役指名基準

取締役の選任に関する議案の内容の決定に当たっては、次の基準を満たし、かつ執行に関する監視・監督及び経営戦略の方向性の決定の職責を適切に果たすことが出来る者を選定するものとする。

- 1. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- 2. 遵法精神に富んでいること
- 3. 業務遂行上健康面で支障の無いこと
- 4. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- 5. 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- 6. 社外取締役にあっては、法律、会計、企業経営などの各分野における専門性、識見および実績を有していること

#### 社外取締役の独立性基準

指名委員会は、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

- 1. 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
- 2. 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
- 3. 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、当該他社又は当社の連結売上高の2%を超える場合。
- 4. 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の業務執行取締役、執行役又は使用人であった場合。
- 5. 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外取締役が所属する団体が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。
- 6. 当該社外取締役が、現在若しくは過去3年間において業務を執行する役員若しくは使用人として在籍していた法人、又は本人に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。ただし、法人の場合は、当該寄付に係わる研究、教育その他活動に直接関与する場合。
- 7. 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
- 8. 当該社外取締役が、現在又は過去5事業年度における当社の会計監査人において、現在又は過去3年間に代表社員、社員又は使用人であった場合。

#### 社外取締役と会社との関係

(コーポレートガバナンス報告書(2021年8月12日発行)より)

氏名	適合項目に関する補足説明	選任理由
ポール ブロフ	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。  ■重要な兼職の状況 Vitasoy International Holdings Limited 独立非業務執行取締役 Blue Willow Limited チーフ・エグゼクティブ	英国勅許公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、ファイナンシャル・アドバイザーや複数の会社のリストラクチャリング・オフィサーとしてのM&Aや事業再構築に関する深い経験、海外企業の業務執行取締役等として国際的な事業経験を有しております。このような国際的な事業経験、M&Aや事業再構築の深い経験、企業経営者としての幅広い実績や高い見識に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。また、(株)東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。

氏名	適合項目に関する補足説明	
ワイズマン廣田 綾子	同氏は、東京証券取引所等の定めに 基づく独立役員です。 ■重要な兼職の状況 Horizon Kinetics LLC シニア・バイス・プレジデント、 シニア・ポートフォリオ・マネージャー 兼アジア戦略担当ディレクター Nippon Active Value Fund plc 非業務執行取締役	長年にわたり日本国内外の株式投資を始め、様々な投資事業に携わり、特に、投資事業に関して豊富な経験と深い知見を有しております。また、国際的な事業経験を有するとともに、日本企業の社外取締役を務めており日本企業についての知見を有しています。このような事業経験と、資本市場に関する深い知見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。また、(株)東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。
ジェリー ブラック	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 過去において、当社の取引先であるイオン(株)の業務執行者でありましたが、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。  重要な兼職の状況 イオン(株)顧問	国際的コンサルティング・ファームにおける経験を有するとともに、長年にわたり、日本企業において業務執行に従事してきました。グループ戦略、IT・デジタルビジネスの責任者として事業を執行してきたこと、日本企業の経営に対する深い知見、国際的な事業経験を有しており、このような幅広い実績や高い見識に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。また、(株)東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。
レイモンド ゼイジ	同氏は、東京証券取引所等の定めに 基づく独立役員です。 ■重要な兼職の状況 Whitehaven Coal Limited 独立非業務執行取締役 Tiga Investments Pte. Ltd., 創設者兼CEO PT Lippo Karawaci Tbkコミッショナー (非執行) Tiga Acquisition Corp Chairman and CEO	著名な投資ファンドにおいて上場企業、非上場企業への投資を多数行った経験があり、スタートアップ企業への投資、事業再生投資の経験も多数あります。このような投資ファンドにおける経験から事業ポートフォリオ、事業再構築、M&A、資本市場や資本配分の専門性を取締役会にもたらすことができると考えられ、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。また、(株)東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。なお、同氏は、2018年8月まで、当社の大株主であるFarallon Capital グループに属するFarallon Capital Asia Pte. Ltd.の業務執行者でありました。Farallon Capital グループの議決権比率は10%未満であることから、独立性に問題はありません。また、同氏からは、特定の株主ではなく、当社のために取締役としての職務を遂行する旨の意思表明を受けております。
綿引 万里子	同氏は、東京証券取引所等の定めに 基づく独立役員です。 ■ <b>重要な兼職の状況</b> 岡村綜合法律事務所 弁護士	40年余り、裁判官として職務を執行され、最高裁判所上席調査官、 札幌高等裁判所長官、名古屋高等裁判所長官を歴任されるなど、法 律家としての深い知見と経験を有しており、当社の経営に対する適切 な監督が期待されます。 また、(株)東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性 基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人 的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。
橋本 勝則	同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。 ■重要な兼職の状況 DSS サスティナブル・ソリューションズ・ジャパン合同会社 会長	日本メーカーの英国社財務最高責任者、国際的な化学メーカーの米国法人における内部監査部門マネージャー、国際的な化学メーカーの日本法人における取締役財務部長、取締役副社長などの経験を有し、経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、当社の経営に対する適切な監督が期待されます。また、(株)東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。

# 2020年度(第182期)取締役会の活動状況

(第182期報告書P34より)

- ・独立社外取締役間の情報・問題意識を共有し、社外取締役の当社の事業等に対する理解をさらに深めるとともに、当社グループの主要経営課題について議論をするため、独立社外取締役のみで構成される「取締役評議会」(いわゆるエグゼクティブ・セッション)を開催しました。取締役会の付議事項の事前説明等を行い意見交換を行うとともに、取締役評議会を通じて得られた独立社外取締役の意見を経営に反映する等の運営を行っております。
- ・東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対する当社普通株式の市場第一部銘柄への指定審査申請を実施し、2021年1月に両取引所から 当該申請の承認を得ました。
- ・株主還元方針に関し、当社が保有するキオクシアホールディングス(株)の株式(議決権比率40.2%)について、当社は、メモリ事業を当社 グループにおいて運営する経営戦略上の意図はなく、キオクシアホールディングス(株)の株式の価値を実現させるため、株式の現金化の可 能な方策について継続的に検討しており、この現金化がなされた際には、手取金純額の過半を原則として株主還元に充当する方針を決 定しました。
- ・2021年度以降の経営方針について審議し、「東芝Nextプランフェーズ2」として2020年11月に公表しました。
- ・第181期定時株主総会において議決権行使書の一部が議決権行使結果に反映されていなかった件(以下「議決権集計問題」)について、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行㈱が行った調査の結果及び当該調査について監査委員会が行った検証の結果について報告を受け、第181期定時株主総会の議決権行使結果の訂正を行うとともに、株主総会における議決権行使に係る適切な環境整備について審議しました。
- ・株主からの臨時株主総会招集請求がなされたことに関し、当該請求において請求株主が指摘した第181期定時株主総会において一部株主が圧力受け議決権行使を行うことができなかったこと(以下「圧力問題」)について監査委員会が行った調査の結果について報告を受け、その対応について審議し、臨時株主総会の招集を行うことを決定しました。
- ・上記に基づき開催された臨時株主総会において、第181期定時株主総会が公正に運営されたか否かについて調査を行うため、会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者(以下「調査者」)が選任されてことを受け、調査者による調査に誠実に協力するとともに、引き続き経営の透明性の一層の確保を図っていくを決定しました。
- ・法令、定款、取締役会規則等に基づき、事業計画、予算、リスク管理情報、その他取締役及び執行役の職務執行状況について報告を受けました。
- 第**182期 報告書** [2.21MB/56ページ]
- 🂢 コーポレートガバナンス報告書(2021年8月12日発行) [227KB/18ページ]

# 役員の報酬等

(コーポレートガバナンス報告書(2021年8月12日発行)より)

#### 1. 報酬内容の決定方針

報酬委員会の定める執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は以下のとおりです。

取締役の主な職務は当社グループ全体の業務執行の監督、並びに企業価値を高めることであることから、「取締役に対する報酬」は優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させること、及び中長期的観点で企業価値を向上させることを主眼に決定することを基本方針とします。

執行役の主な職務は担当する部門の経営責任者として企業価値を高めることであることから、「執行役に対する報酬」は優秀な人材を確保すること、業績向上に対するインセンティブとしてその執行機能を有効に機能させることを主眼に、固定報酬・業績連動報酬を決定することを 基本方針とします。

#### 1) 取締役に対する報酬

- ・取締役の報酬については、職務の内容に応じた額を基本報酬(固定)及び株式報酬として支給します。日本国(本社所在国)非居住者については手当を支給します。なお、執行役を兼務する取締役については、下記2)の執行役に対する報酬のみを支給し、取締役に対する報酬は支給しません。
- ・株式報酬については退任時までの譲渡制限を付けた譲渡制限株式等の仕組みを用います。

#### 2) 執行役に対する報酬

- ・執執行役に対する報酬は役位に応じた基本報酬(固定)、株式報酬及び業績連動報酬とします。
- ・業績連動報酬は、全社及び担当部門の年度業績及び中長期の経営指標に基づき支給額を決定し、役位に応じて設定した割合により、現金及び株式により支給します。
- ・株式報酬及び業績連動報酬のうち当社の株式を支給する部分については退任時までの譲渡制限を付けた譲渡制限付株式等の仕組みを用いて、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させます。

#### 3) 水準について

グローバル企業に相応しい報酬水準とし、優秀な経営人材を確保します。具体的決定にあたっては上場会社を中心とした他企業の報酬水準 及び当社従業員の処遇水準を勘案します。

上記による報酬項目は以下のとおりです。

取締役	基本報酬 + 株式報酬 + 日本国非居住者に対する手当
執行役	基本報酬 + 株式報酬 + 業績連動報酬(株式及び現金)

(第182期有価証券報告書P99および2021年8月6日「ガバナンス強化委員会の設置等に関するお知らせ」より)

#### 2. 業績連動報酬

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した指標の内容及び選定した理由、業績連動報酬の額の決定方法並びに指標に関する目標及び 実績は以下のとおりです。

当社は、報酬内容の決定方針に基づき、執行役に対して業績連動報酬を支給することを定めております。業績連動報酬は、当社の企業価値向上に対するインセンティブとして機能するようにその支給総額を決定し、そのうち役位に応じた一定割合を当社株式を割り当てるための金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、執行役に当社の普通株式を保有させるとともに、支給総額の残りの割合については現金で支給するものです。

業績連動報酬は最低額を0円とし、当社が目標とする一定の業績が達成された場合には国内外同業他社の同様の業績時の支給実績を考慮した水準としています。

業績連動報酬に係る指標および額の決定方法は以下のとおりです。

#### 支給総額 = (a) 短期インセンティブ報酬

+ (b) 中長期インセンティブ報酬

#### (a)の決定方法

(a) の金額は、(i) 当事業年度営業利益の当社管理会計上の目標に対する達成度、(ii) 当事業年度営業キャッシュフローの当社管理会計上の目標に対する達成度に応じた役位別の乗率に、それぞれ役位別の金額水準を掛けて算出した金額に対し、個人評価による±25%の範囲の加減算を行い、決定します。評価指標については、「東芝Nextプラン」における計数目標や同業他社と同等以上の利益水準の達成及び経営の推進に資する指標のうち、単年度の会社業績を明確に示すとの観点から選定しました。また、個別の事業部門を担当する執行役については全社及び担当事業部門の指標により其々算定した額の半額を合算した金額、それ以外の執行役については全社の指標により算定した金額とします。

#### (b)の決定方法

(b)の金額は、3年間相対TSR(株主総利回り)の結果に応じた役位別の乗率に、役位別の金額水準を掛けて算出します。3年間相対TSRの算出方法は以下のとおりです。

#### 3年間相対TSR = 当社の3年間TSR - 比較対象企業群の3年間の時価総額加重平均TSR

比較対象企業群は、当社事業ポートフォリオと類似性を有する企業または東京証券取引所第一部上場の電気機器業種での平均時価総額が10億円以上である企業のうち、株主目線をふまえた国内外の7社です。評価指標については、中長期の企業価値および株主価値の向上への意識に資するとの観点から選定しました。なお、算定期間を3年間とするため、2019年度から適用し2022年度から支給を開始する業績連動報酬となります。

業績連動報酬の株式・現金の支給割合は、役位別に以下のとおりです。但し、端数処理により、厳密に一致しない場合があります。

役位	株式割合(%)	現金割合(%)
会長・社長	60	40
副社長	60	40
専務	60	40
上席常務	60	40
常務	60	40

なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合は、予め決まるものではなく、上記決定方法において業績結果で変動するものとしているため、その決定に関する方針は定めていません。

最近事業年度における短期インセンティブ報酬に係る指標の目標および実績は、以下の通りです。 目標については、東芝Nextプランにおける2019年度と2021年度計画の中間値を設定しています。

評価種類	評価指標	評価割合	目標		実績		
	⇔**11 <del>\</del>	E00/	全社	1,850億円	全社	1,044億円	
短期	短期       営業利益         インセンティブ       営業キャッシュ         フロー       フロー	50%	担当事業部門	当社管理会計上の目標値	担当事業部門	当社管理会計上の実績値	
		50%	全社	1,700億円	全社	1,451億円	
			担当事業部門	当社管理会計上の目標値	担当事業部門	当社管理会計上の実績値	

中長期インセンティブ報酬の指標は、3年間における当社TSR実績と比較対象企業群の3年間におけるTSR実績の相対評価としており、3年間相対TSRには目標値はありません。2019年度以降の3年間を算定期間とするため、2020年度中長期インセンティブ報酬に適用する実績値はありません。

また、個人評価については、経営における取り組み、特別な寄与等の非財務評価を総合的に勘案し、報酬委員会が決定しています。

※ 執執行役報酬制度における業績連動報酬の算出に使用している以下の数式にて計算しています。なお、比較対象企業群は、当社事業ポートフォリオと類似性を有する企業または東京 証券取引所第一部上場の電気機器業種での平均時価総額が10億円以上である企業のうち、株主目線をふまえた国内外の7社です。

株主総利回り =  $(((1 + R(c)) \times P(c)/P(o)) - 1) \times 100$ 

 $R(c) = (1 + D(1)/P(1)) \times (1 + D(2)/P(2)) \times (1 + D(3)/P(3)) \times (1 + D(4)/P(4)) \times (1 + D(5)/P(5)) \times (1 + D(6)/P(6)) - 1$ 

D(1)= 各算定期間初年度における1回目の配当額 P(1)= 各算定期間初年度1回目の配当の権利落ち日における株価

D(2)= 各算定期間初年度における2回目の配当額 P(2)= 各算定期間初年度2回目の配当の権利落5日における株価

D(3) = 各算定期間2年度目における1回目の配当額 P(3) = 各算定期間2年度目1回目の配当の権利落ち日における株価

D(4) = 各算定期間2年度目における2回目の配当額 P(4) = 各算定期間2年度目2回目の配当の権利落ち日における株価

D(5) = 各算定期間3年度目における1回目の配当額 P(5) = 各算定期間3年度目1回目の配当の権利落ち日における株価

D(6) = 各算定期間3年度目における2回目の配当額 P(6) = 各算定期間3年度目2回目の配当の権利落ち日における株価

P(c) = 各算定期間期末における株価

P(o) = 各算定期間期初における株価

#### 3. 非金銭報酬等

当社は、株主との一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的として、当社の執行役に対しては、固定報酬としての株式報酬及び業績連動報酬としての株式報酬を付与し、また、当社取締役の一部(取締役会長及び社外取締役)に対しては、固定報酬としての株式報酬を付与する株式報酬制度を導入しています。本制度に基づいて、当社は、株式報酬の付与対象者に対して当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることによって、新株式の発行又は自己株式の処分を行います。

当社は、新株式の発行又は自己株式の処分に当たって、付与対象者(ただし、株式付与時に退職している対象者(以下、退職者、といいます)を除きます。)との間で、付与した当社株式についての譲渡制限等を規定した株式割当契約を締結するものとしています。また、当社が、退職者との間で締結する割当契約では、譲渡制限は設けないものの、所定の期間中に退職者による法令違反等一定の事由が発生していたことが判明し、当社が相当と認めた場合には、退職者は、当社に対して、割当てを受けた当社普通株式を直ちに無償で返還しなければならない旨を規定するものとしています。

#### 4. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	対象となる役員 の員数(人)
取締役(社外取締役を除く。)	98	98	_	19	2
社外取締役	261	261	_	23	10
執行役	770	710	60	175	13

- (注) 1. 取締役に対する非金銭報酬は全額が固定報酬としての株式報酬であり、執行役に対する非金銭報酬は139百万円が固定報酬としての株式報酬、36百万円が業績連動報酬としての株式報酬です。
  - 2. 執行役に対する業績連動報酬は当有価証券報告書提出日現在における見込額です。当社では、2021年3月18日開催の臨時株主総会において選任された調査者による2020年7月31日開催の第181期定時株主総会が公正に運営されたか否か(決議が適正・公正に行われたか否かを含む)についての調査結果を受け、今後、外部の第三者の参画も得て真因、真相の究明を行う予定であるため、執行役の一部に対する当事業年度に係る業績連動報酬に関する支給の有無及び最終的な支給額の算出についての決定を、かかる対応が完了するまで留保することとしましたております。留保対象となる業績連動報酬の支給額の上限は46百万円(このうち、28百万円は株式報酬)でありますが、実際にはその全部又は一部が支給されない可能性があり、上表記載の業績連動報酬の長込額には含めておりません。その後、2021年8月6日公表の「ガバナンス強化委員会の設置等に関するお知らせ」のとおり、関連規程の定め及びこれに基づいて生じた契約上の義務に従って、一旦規程上許容される執行役の個人評価に基づく最大限の減額幅に相当する金額を留保した上で残額を支給いたしました。最終的な減額金額については、ガバナンス強化委員会における責任の所在の明確化についての検討結果を踏まえ、あらためて報酬委員会で議論の上、決定を行う予定です。

#### 5. 役員毎の連結報酬等の総額

	連結報酬等の総額		会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
氏名	(百万円)	役員区分		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等
古公 妲叨	1.45	取締役	提出会社	2	_	_	_
半台 物四	車谷 暢昭   145	執行役	提出会社	143	_	_	29

- (注) 1. 車谷暢昭に対する連結報酬等のうち、非金銭報酬は固定報酬としての株式報酬です。
  - 2. 当有価証券報告書提出日現在における見込額です。当社では、2021年3月18日開催の臨時株主総会において選任された調査者による2020年7月31日開催の第181期定時株主総会が公正に運営されたか否か(決議が適正・公正に行われたか否かを含む)についての調査結果を受け、今後、外部の第三者の参画も得て真因、真相の究明を行う予定であるため、当事業年度に係る業績連動報酬に関する支給の有無及び最終的な支給額の算出についての決定を、かかる対応が完了するまで留保することとしております。留保対象となる業績連動報酬の支給額の上限は31百万円(このうち、19百万円は株式報酬)でありますが、実際にはその全部又は一部が支給されない可能性があり、上表記載の業績連動報酬の見込額には含めておりません。その後、2021年8月6日公表の「ガバナンス強化委員会の設置等に関するお知らせ」のとおり、関連規程の定め及びこれに基づいて生じた契約上の義務に従って、一旦規程上許容される執行役の個人評価に基づく最大限の減額幅に相当する金額を留保した上で残額を支給いたしました。最終的な減額金額については、ガバナンス強化委員会における責任の所在の明確化についての検討結果を踏まえ、あらためて報酬委員会で議論の上、決定を行う予定です。

# 6. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称並びにその権限の内容及び裁量の範囲

当社は、指名委員会等設置会社であるため、当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは報酬委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、会社法第404条3項、第409条並びに第417条1項及び同3項に定める事項、報酬委員会の運営に関する事項等です。報酬委員会は5名程度の社外取締役で構成することとしております。

#### 7. 当事業年度における報酬委員会の活動内容

当事業年度における報酬委員会の活動内容は以下のとおりです。

- ・2020年6月以降執行役が受ける個人別の報酬の内容について審議しました。
- ・2019年度の業績評価に基づき、執行役等の業績連動報酬支給について審議しました。
- ・定時株主総会の開催日変更に伴う、新役員体制に適用する報酬方針および役員報酬規程の改定時期および、個人別の報酬への適用時期について審議しました。
- ・報酬方針及び役員報酬規程の改定について審議しました。
- ・2020年8月以降の取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容について審議しました。
- ・2021年4月以降執行役が受ける個人別の報酬の内容について審議しました。
- ・執行役の2020年度短期インセンティブ報酬の取扱について審議しました。
- ・執行役の2021年度報酬制度について審議しました。

当社グループは、経営の有効性と効率性の確保、事業・財務報告の信頼性の確保、遵法・リスク管理という観点から内部統制システムの充実に努めています。

当社は、以下のとおり内部統制システムを具体的に整備するとともに、当社子会社に対して会社法上の大会社、非大会社の別を問わず、 当社の体制に準じて内部統制システムの整備を行うことを義務付けています。

#### 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

- 1. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。
  - 2) 当社の取締役会は、内部監査部担当執行役又は内部監査部部門長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。
  - 3) 当社の監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、内部監査部部門長から内部監査結果の報告を定期的に受ける
  - 4) 当社の監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。
  - 5) 当社は、全ての役員(執行役員を含む。以下同じ。)、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の執行役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
  - 6) 内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部による会計監査及び適法性監査等が実効的に行われる体制を構築する。
- 2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 当社の執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
  - 2) 当社の執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社のChief Risk-Compliance Management Officer (以下、CROという。※)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」 に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。 施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。 CROは法務部担当執行役をもってこれに充てる。
  - 2) 当社の執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。
- 4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社の取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
  - 2) 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、執行役員、従業員の権限、責任を明確化する。
  - 3) 当社の執行役は、各部門、各執行役員・従業員の具体的目標、役割を設定する。
  - 4) 当社の執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。
  - 5) 当社の執行役は、業績評価委員会等により、当社グループの適正な業績評価を行う。
  - 6) 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。

- 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社の代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
  - 2) 当社のCROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
  - 3) 当社は、当社役員又は従業員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝グループ行動基準」に明記する。このほか、当社は、当社の監査委員会を内部通報窓口とする内部通報制度も設置し、問題の早期の情報収集に努める。
- 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 子会社は、「東芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
  - 2) 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
  - 3) 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
  - 4)子会社は、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
  - 5) 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。
  - 6) 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。
  - 7) 当社は、社名に「東芝」冠称の付与を許諾する関連会社に対し、原則として許諾契約において「東芝グループ行動基準」の採択を義務付ける。

#### 当社の監査委員会の職務の執行のために必要な事項

取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

- 1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 当社の監査委員会の職務を補助するため、10名程度で構成される監査委員会室を設置するとともに監査委員会室長を執行役(取締役である執行役を含む。)とする。
- 2. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 監査委員会は、当社の監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、監査委 員会室長は監査委員会の指揮に服する。監査委員会室の所属従業員は監査委員会及び監査委員会室長の指揮に服する。
- 3. 監査委員会への報告に関する体制
  - 1) 当社の取締役、執行役、執行役員、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。
  - 2) 当社の子会社は、「東芝グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査委員会に報告をする。また、当社は、子会社の監査役又は監査連絡責任者が当該子会社の違法行為等を認めた場合、監査委員会に対して通報できる体制を整備を設置する。
  - 3) 当社は、「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、当社の役員又は従業員若しくは国内の子会社の役員又は従業員が当社又は当該子会社の違法行為を認めた場合、当社の監査委員会に対して通報できる内部通報制度を設置する。
  - 4) 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- 4. 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社の監査委員会に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないこと を「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に明記する。

5. 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理 に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査委員の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。

- 6. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
  - 2) 執行役、執行役員、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。
  - 3) 監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部に監査方針を提示し、内部監査部に対し 監査指示を行う。内部監査部部門長は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告する。
  - 4) 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
  - 5) 担当執行役 (CFO) は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。
  - 6) 内部監査部部門長を執行役とし、又は内部監査部を担当する執行役を置く。監査委員会は内部監査部部門長及び内部監査部を 担当する執行役の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部部門長及び内部監査部を担当する執行役は監査 委員会の指揮に服する。
  - 7) 監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる権限を有する。

# 内部監査の状況

(第182期 有価証券報告書P96より)

#### 1. 内部監査部の組織、人員及び手続

内部監査部門として、監査委員会直轄の組織として内部監査部(人員:52名)を設置しています。内部監査部は分社会社の運営状況を日常的にモニタリングすることで、分社会社に対する監査体制を強化しております。監査委員会、会計監査人との連携を強化することで、会計監査、内部統制監査、適法性監査等の各種監査機能の強化に努めております。

#### 2. 内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携については、上記① b. に記載のとおりです。当社では、内部統制部門とは、財務報告を含む全ての情報開示の適正性確保、業務の有効性・効率性、コンプライアンス、リスク管理等を所管している部門をいうと考え、法務部、主計部、CRO、リスク・コンプライアンス委員会等がこれに該当します。当該内部統制部門は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき監査委員会に対して適時報告を行うとともに、内部監査部及び会計監査人に対しても必要に応じ随時監査に必要な情報提供を行っています。

#### ESG活動報告 ガバナンス

# リスクマネジメント・コンプライアンス



東芝グループでは、生命・安全とコンプライアンス(法令、社会規範、倫理の遵守)を最優先して事業活動を行っています。世界各地の法令・規制の変化や経営のグローバル化、ビジネスの多様化へ適切に対応していくために、さまざまなリスクに対応した体制を整備しています。

#### 中長期目標

コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメント体制の強化を通じて内部管理体制の改善強化を図り、すべてのステークホルダーからの信頼をめざす。

#### 2020年度の成果

- 経営トップからコンプライアンスに関するメッセージを発信(7回)。
- ・不正を題材とした職場ミーティング、職能別教育を実施(国内東芝グループ)。
- ・コンプライアンス徹底のため、継続的な組織風土改革を図ることを目的として、東芝役員及び国内東芝グループの上級管理職を対象とした「経営幹部リスクコンプライアンスセミナー」を実施、254人が受講。また、会計コンプライアンスを含むコンプライアンス教育全般を継続実施。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止の ため出社率目標値の設定、テレワークなどの推進、在宅勤務が 困難な職場においては、感染リスク軽減策を講じたうえで柔軟 な勤務体制を推進するなどの対策を実施。
- ・2021年3月に「コンプライアンス有識者会議」が8か月間の活動 を終了し、提言を受領。コンプライアンス強化、不正管理レベル の底上げ対策につなげていく。

#### 今後の課題と取り組み

2021年3月にまとめられた「コンプライアンス有識者会議」の提言を受け、2021年4月1日付で法務部にリスクマネジメント・コンプライアンス室を新設しました。東芝グループ全体におけるコンプライアンス意識の再徹底及び組織横断的なコンプライアンス体制・諸施策の強化を図っていきます。

# リスクマネジメント・コンプライアンスの方針

「東芝Nextプラン」では、目標達成のための重要な要素として成長投資及び収益力の向上と並んでリスクマネジメントを掲げています。最前線の事業部門を第1線、管理部門を第2線、監査部門を第3線とする3つのディフェンスラインを設け、それぞれの役割と職務を明確にしたうえで、牽制機能を働かせながら各々の職責を適切に果たすことで、リスクを有効に管理しています。新技術の創出や新興国でのサプライチェーンの拡大などの経営環境の変化、事業活動を営むなかで変化し続ける多種多様なリスクに対応すべく、この3ライン・ディフェンスを強化し、有効なリスクマネジメントを実現します。

東芝は、不適切会計問題により、2015年9月15日付で特設注意市場銘柄の指定を受けましたが、以降内部管理体制の改善に努め、2017年10月12日付で指定解除となりました。2017年10月20日付の「内部管理体制の改善報告」、2018年7月25日付の「内部管理体制の改善進捗報告」にてそれぞれ報告しているとおり、継続して内部管理体制強化に取り組み、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様からの信頼回復につながるよう取り組んできました。また、2017年8月1日から東京証券取引所及び名古屋証券取引所により市場第二部銘柄に指定替えとなっていましたが、これらの取り組みにより、両取引所において、2021年1月29日付で再び第一部銘柄に指定されました。今後も継続して内部管理体制の強化に取り組んでいきます。

東芝グループでは、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、持続可能な社会の形成に貢献する企業であるための具体的な行動指針、ガイドラインとして「<u>東芝グループ行動基準</u>」を定め、その徹底に努めています。また、すべてのグループ会社で、同行動基準を採択、浸透を図っています。「東芝グループ行動基準」は、東芝グループの重要な基本指針であり、その改定には取締役会の承認が必要です。

東芝グループが現在取り組んでいるコンプライアンスへの取り組みの詳細は以下のページをご覧ください。

#### 〉コンプライアンスへの取り組み

#### コンプライアンス有識者会議

2020年7月以降、東芝ではコンプライアンス有識者会議を設置し、東芝グループのコンプライアンス、不正防止体制の評価・検証を行いました。この会議は、東芝グループ全体についてコンプライアンスに関する基本的な体制が整備されており、管理部門が相応の経験・知識・能力をもってコンプライアンス業務を遂行している点を肯定的に評価したうえで、より管理レベルをあげるための提言をまとめ、2021年3月をもって終了しました。これを受け、2021年度は、以下の施策を展開しています。

- ・2021年4月1日付で法務部にリスクマネジメント・コンプライアンス室を新設し、東芝グループ全体におけるコンプライアンス意識の再徹底 及び組織横断的なコンプライアンス体制・諸施策の強化を図る。
- ・組織目標よりもコンプライアンスが優先するという大原則を徹底すべく、適時適切にメッセージを発信、教育プログラムの整備に取り組 み、コンプライアンス意識を浸透させる。
- ・不正には「ゼロ・トレランス(絶対に許容しない考え)」で臨む方針を改めて打ち出し、不正対策の水準平準化、統制活動の規程化、マニュ アル整備、懲戒処分の周知強化など、必要なルールの整備・運用を行う。
- ・内部通報制度の一層の周知を図り、国内での英語による受付対応や海外通報ネットワークの強化により、利用促進の仕組みを更に整備する。
- ・不正リスク管理体制に対する内部監査について、人員増強などにより機能を強化する。

#### コンプライアンス違反時の対応

重大なコンプライアンス違反事例が発生した場合には、正確な事実関係の把握と真因の究明に努めたうえで、事実を真摯に受け止め、不正に対しては「ゼロ・トレランス (絶対に許容しない考え)」で臨み、違反した従業員の処分を含め厳正に対処するとともに、再発防止策の徹底を図り、必要に応じ適時かつ適切に情報開示を行っていきます。

# リスクマネジメント・コンプライアンスの推進体制

東芝では、コンプライアンスその他のリスク、ビジネスリスク(戦略的意思決定、事業遂行において事業目的、プロジェクト目的の達成を阻害するおそれがある不確定要素) それぞれに対応したマネジメント体制を整備しています。

コンプライアンスその他のリスクについては、全社のリスクマネジメント・コンプライアンスをつかさどる担当役員(CRO)を任命しています。また、法務部は、内部通報対応、グローバルなコンプライアンス実現への取り組み、効率的なリスクマネジメント・コンプライアンス活動を推進しています。

CROは、スタフ部門の担当執行役が出席するリスク・コンプライアンス委員会の委員長を務めます。この委員会では、内部通報や社内外事案を分析するとともに、「東芝グループ行動基準」をベースとしてコンプライアンス・リスクを網羅したリスクテーブルを基にリスクの影響度、統制の状況を評価し、当該年度の重点施策を決定しています。リスク・コンプライアンス委員会には取締役である監査委員が同席しており、また、審議内容に関しては、取締役会に報告されます。

東芝では、グループ各社のコンプライアンス・リスクへの取り組みを一元的に把握し改善を促すため、第2線である管理部門主導での PDCA\*を組み込んだリスクマネジメントシステム (RMS) を運用しています。RMSでは、グループ各社に対してリスク評価のためのリスクアセスメントプログラム (RAP) を実施し、把握されたコンプライアンス・リスクに対し、管理部門による改善指導及び第1線である事業部門自身による自律的なリスク把握・改善を図っています。

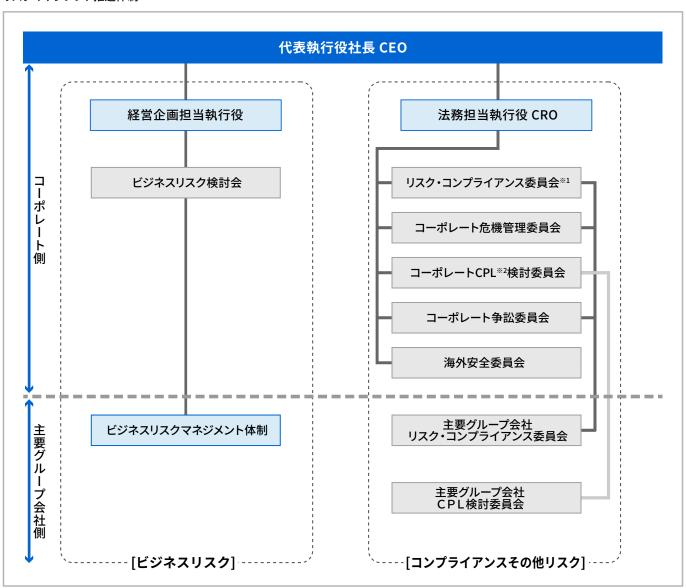
更に不正リスクについては、2020年度からシナリオを体系的に整理したうえで、グループ各社に対して実態を把握するための点検を行い、 併せて改善の指導を強化しています。 また、財務諸表が適正に作成・開示されないリスクや、財務報告の信頼性を支えるべき内部統制が有効に機能しないリスクを評価し、それらの発生を防止するための情報を提供するとともに対応策の議論・決定も行っています。

コンプライアンスなどに関する重大事案が発生した場合には、事案に応じ所管の各グループ会社の社内委員会などで迅速に対応策を検討し、実施する体制を確立しています。

一方、ビジネスリスクについては、事業遂行上の経営判断において、東芝グループの持続的成長と企業価値向上を目的とした経営判断基準、許容できるリスク範囲、事業撤退の考え方を明確化し、ビジネスリスク検討会において案件ごとにリスクチェックの実施、最大リスクの確認、モニタリング項目の設定を行っています。

※ Plan: リスクの特定・評価、Do:ルールの作成・運用、Check: 振返り・実態調査、Action: 改善計画の策定・実行

#### リスクマネジメント推進体制



※1 東芝グループ行動基準に関わる事項、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関わる事項を所管する。
※2 CPL: CL(契約に基づく品質保証責任) とPL(製造物責任)を合わせた略称。

#### 通報制度

東芝は風通しのよい職場環境づくりに向け、日頃から各職場でのコミュニケーションを活性化し、リスクを未然に防ぐ一方で、内部通報制度を充実させています。

2000年1月に、法令違反などのコンプライアンス違反に関する社内情報を収集し、自浄作用を働かせることを目的に、内部通報制度「東芝相談ホットライン」を設け、電子メール、電話などによって従業員から通報や相談を受け付けるようにしました。2019年4月には通報受付窓口を外部機関に移し、匿名性の確保をより強め、通報のしやすさと安心感を高めました。メール受付は24時間365日可能としています。この「東芝相談ホットライン」は、2021年4月23日付で、消費者庁が所管する"内部通報制度認証"(自己適合宣言登録制度)に適合しているとして登録されました。



また、社内事務局に加え、主として法令違反につながるような情報を受け付けることを目的として社外の弁護士事務所にも受付窓口を2005 年1月に設置しました。

更に、2015年10月には、社外取締役で構成される監査委員会に直接通報できる「監査委員会ホットライン」を新設し、経営トップらの関与が 疑われる事案に対しても安心して通報できる仕組みとしました。

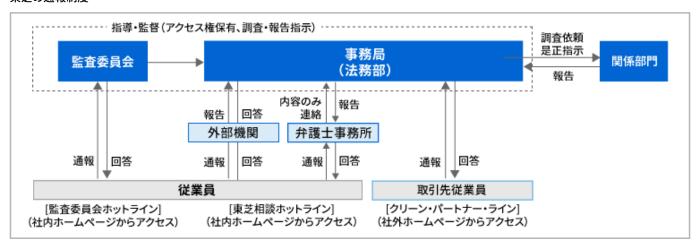
なお、監査委員会は、「東芝相談ホットライン」にもアクセス権をもち、適切に指導、監督しています。

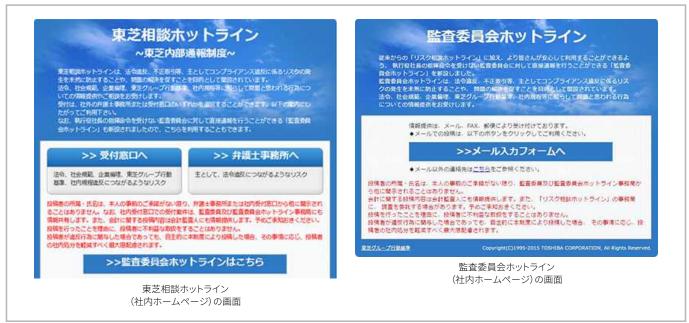
2006年4月には、物品の調達、工事発注などの取引に関連した従業員のコンプライアンス違反を防止するために、調達取引先から通報を受け付ける取引先通報制度「クリーン・パートナー・ライン」を設けました。

東芝グループ各社は、それぞれ内部通報制度を導入しています。また、海外の東芝グループ会社については、各社の内部通報制度に加え、国・地域ごとの法令などの状況、言語に対応できるように各地域総括現法をそれぞれの地域の事務局とするグローバル内部通報制度の導入を順次はじめています。

東芝グループでは、法令及び社内規程に基づき、誠実かつ正当な目的で内部通報を行った役員・従業員に対し、内部通報を行ったことを 理由に解雇や降格などの不利益な取り扱いは行いません。東芝グループの役員・従業員が内部通報制度を安心して利用できるよう、通報 内容は限られた担当者だけが関与する秘密保持や不利益な取り扱いの禁止を各社の規程で定め、内部通報担当者向けのマニュアルなどに より徹底を図っています。

#### 東芝の通報制度





#### 2020年度の内部通報制度運用状況

2020年度にリスク相談ホットライン及び監査委員会ホットラインに寄せられた通報・相談の件数は以下のとおりです。制度自体の存在や、 匿名性が厳格に担保されることなどをe-ラーニングで教育したほか、内部通報事例などを折に触れて全社に周知しました。

#### 東芝相談ホットライン(旧リスク相談ホットライン)受付件数

()内は匿名による通報件数

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
社内事務局受付	389件 (235件)	243件 (147件)	206件 (142件)	109件 (51件)	120件 (57件)
弁護士事務所受付	12件(7件)※	10件(2件)*	3件(1件)	1件(1件)	9件(6件)
計	399件 (240件)	253件 (149件)	209件 (143件)	110件 (52件)	129件 (63件)

<sup>※</sup> 社内事務局受付の案件と同一通報がなされたものを含む

#### 監査委員会ホットライン受付件数

( )内は匿名による通報件数

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
計	80件(53件)	33件(17件)	29件 (19件)	42件(37件)	31件(21件)

#### 対応状況

受付案件のうち、法令違反や不正が疑われるものについては、正確な事実関係の把握と真因の究明に努めたうえで、従業員の処分を含め厳正に対処するとともに、再発防止の徹底を図りました。受付案件の過半数を占める労務・総務関連の通報については、法令違反には至らないものの不適切な状況がある、又はそのおそれがある場合は、関係部門と連携して改善指示や注意喚起を行いました。通報者自身の業務などにかかわる相談や質問については、対処方法などをアドバイスしました。また、匿名でない通報については、原則として通報者本人に対処状況を回答しました。

なお、法令及び社内規程に基づき、本人の了解があった場合を除き、通報・相談者の氏名・連絡先は受付窓口(東芝相談ホットラインについては外部機関又は弁護士事務所、監査委員会ホットラインについては社内事務局)からほかに一切開示していません。

内部通報のなかから誰もが心掛けるべき内容の事例については、従業員教育の一環として周知しています。その際は通報者秘匿に万全の配慮をするため、事例は職場や通報者が特定されないように内容を一部変更し、匿名としています。 通報件数については、定期的に社内ホームページで開示しています。

# 認識している主要なリスクと対応

東芝グループで認識している主なビジネスリスク及びコンプライアンスその他のリスクと、その対応は以下のとおりです。

#### ビジネスリスク

東芝グループの各事業は、高度で先進的な技術が事業遂行上必要であるうえに、グローバルな激しい競争があります。このため、国内外の投資動向、材料や人件費コストの上昇、他社との競争激化、為替変動などの事業環境の変化により悪影響を受ける可能性があります。東芝グループは「東芝Nextプラン」により収益の改善、安定的な売上・利益の成長を図っており、モニタリング事業と位置づけているプリンティング事業、システムLSI事業、火力発電事業、モバイルHDD事業については、事業構造転換により収益を改善させる施策を策定しました。施策の進捗状況については、定期的かつ厳格にモニタリングします。新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、当面は需要の減少、各事業活動への悪影響が見込まれますが、東芝グループは、生活の基盤となる社会インフラ事業をはじめ、社会活動などの維持に必要な事業やサービスを多く営んでいます。これらの供給責任や社会的責任を果たすため、お客様、取引先様への納入、保守、サービスに関する業務、社会活動などの維持に必要な事業については、一層の感染リスク軽減策を講じたうえで、必要な範囲で活動を継続しています。

気候変動は、関連する法規制対応や気候変動がもたらす災害による事業継続リスクがあるため、TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) の提言に沿ったリスク分析を行うとともに、国際的なイニシアチブであるScience Based Target (SBT) から認定を受けた温室効果ガス削減目標達成に向けた取り組みを強化しています。

> 東芝グループにおける新型コロナウイルス感染症への対応について

#### コンプライアンスなどのリスク

東芝グループは、2015年度の不正な会計処理の判明以降、内部管理体制の継続的な改善を図っていますが、2019年に東芝インターナショナル米国社の従業員による不正取引、また、2020年に東芝ITサービス(株)における架空・循環取引がそれぞれ判明しました。これらについては、徹底的な調査を行い、東芝グループ内の網羅的な確認、再発防止策を展開しました。2021年3月のコンプライアンス有識者会議の提言に基づく各施策を展開し、引き続き不正リスクの管理レベルの向上を図ります。

詳細ついては、有価証券報告書をご覧ください。

# リスクマネジメント・コンプライアンス教育

東芝では、社長から全従業員にメッセージを発信し、グループを挙げてコンプライアンス意識の徹底や組織風土の改善に取り組んでいます。2020年度は不正防止に重点的に取り組みました。社長メッセージを7回発信し、コンプライアンス徹底のため継続的な組織風土改革を図ることを目的として、東芝の役員及び国内グループ会社の上級管理職を対象とした「経営幹部リスクコンプライアンスセミナー」を実施し、リモート参加を含めて254人が参加しました。また、営業・調達・経理などの職能別教育、新任役職者・管理職などの節目研修にも不正防止に関する教育を組み込みました。

そのほかに、内部統制やJ-SOXについて理解を深める会計コンプライアンス教育をe-ラーニング形式で実施しています。2020年度は国内連結グループ会社95社の全従業員約80,000人と、海外グループ会社83社の経営幹部約10,000人が受講しました。今後もこれらの研修や教育を継続的に実施していきます。



セミナーの様子

#### 東芝グループ全従業員への「東芝グループ行動基準」の周知徹底

東芝グループでは「東芝グループ行動基準」を24言語で作成し、社内ホームページからダウンロードできるようにしています。「東芝グループ行動基準」を含む各種コンプライアンス教育について、節目研修、職種別教育、経営幹部セミナーに取り入れているほか、役員、全従業員(契約社員、派遣社員を含む)を対象としたe-ラーニング(国内東芝グループでの受講率は99.2%)、リーフレット教育なども継続して実施しています。

#### 職場ミーティングを通じたコンプライアンス風土の醸成

コンプライアンス意識を全従業員に浸透させ、企業風土として定着させていくために、各職場で「CSR職場ミーティング」を実施しています。このミーティングでは、職場で起こり得るさまざまな問題について管理職と管下の従業員が話し合い、ともに考え、お互いの思いを共有していくことを通じて、何でも気軽に相談できる職場環境をつくり、コンプライアンス違反を予防することを狙いとしています。2020年度はグループ内で実際に発生した不正の事例を基に、各職場で同様の不正が発生する可能性と対策について話し合いました。このミーティングは国内グループ会社の全職場で開催されています。

職場ミーティングであがった従業員の率直な声は各職場の管理職を通じて収集され、職場におけるコンプライアンス意識の浸透・徹底状況の把握、今後の浸透策の検討などに役立てています。

# リスクマネジメント・コンプライアンス状況の点検・監査

東芝グループでは、3ライン・ディフェンスの第2線である管理部門がそれぞれ所管する業務にかかわるコンプライアンス状況について、監査・点検などの確認を行っています。

また、2019年4月から運用しているリスクマネジメントシステム(RMS)では、東芝グループ各社に対してコンプライアンス・リスク評価のためのリスクアセスメントプログラム(RAP)を毎年実施し、把握されたリスクに対し、管理部門による改善指導だけでなく、第1線である事業部門自身による自律的なリスク把握・改善を図っています。

リスク・コンプライアンス委員会では、これらの監査・点検、RAPによる確認結果や、各種コンプライアンス徹底施策の実施状況をレビューし、各施策に展開しています。

更に2020年度から、不正リスクシナリオを体系的に整理・精緻化したうえで、東芝グループ各社の不正リスクへの取り組みに対する実態把握と改善の指導を強化しています。

なお、第3線として、内部監査部がグループ会社のコンプライアンスに関し、監査を実施しています。

東芝では毎年実施している従業員アンケートや東芝グループ行動基準に関するe-ラーニング受講者アンケートにより、東芝グループ行動基準の浸透や従業員のコンプライアンス意識のレベルを確認し、更なる向上をめざした施策につなげています。

# 独占禁止法の遵守と腐敗防止

#### 腐敗防止方針

東芝グループは、「東芝グループ行動基準」及び各種社内規程に則り、各国の法令及び健全な商慣行に反した不適正な支出を行わないことを 会社の方針としています。

#### 独占禁止法・官公庁取引規制等の遵守(東芝グループ行動基準より)

#### 1. 東芝グループの基本方針

- (1) 独占禁止法その他の公正競争を維持するための法令等(以下、「独占禁止法等」といいます。)を遵守します。
- (2) 法令遵守に係る社内規程を策定し、適正に運用します。
- (3) 官公庁との取引にあたっては、法令および健全な商慣行を遵守し、入札妨害行為(注1)等を行いません。

#### 2. 東芝グループ役員・従業員の行動基準

- (1)法令遵守に係る社内規程を遵守し、公正で自由な事業活動を推進します。
- (2) 競合する他社との間の競争を制限するような、販売・見積価格、生産または販売数量・金額に関する制限、シェア割り、販売先・販売地域の制限、生産設備・技術の制限等はたとえ口頭でも明示、黙示の合意を行いません。
- (3) お客様が官公庁の場合は、官公庁事業に係る営業行動基準等を遵守し、入札妨害行為、受注調整行為(注2)等の違法行為をしません。また、官公庁またはその職員(元職員を含み、以下同じとします。)に不正な見積額等、虚偽の情報を提供しません。
- (4) 会合の結成・参加、約束・取り決め、情報交換等、前記(2)または(3)の違法行為を疑われるような行為をしません。
- (5) 販売業者に対し、取扱商品の再販売価格について希望価格を守るよう事実上強要したり、販売業者との間でそのような合意をしません。
- (6)代理店等の第三者に、前記(2)から(5)までに定める禁止行為をさせません。
- (7) 官公庁の職員を採用する場合は、法令および当該官公庁の規則等に基づき厳格に審査します。また、採用後、当該官公庁に係る 営業行為をさせません。

注1) 入札妨害行為:官公庁との関係において、受注予定者や予定価格に関する意向を聞き出すこと、その意向実現に向けて協力すること等をいいます。

注2)受注調整行為: 競合する他社との関係において、受注予定者、応札額等に関する情報交換、調整を行うこと等をいいます。

#### 贈賄の禁止(東芝グループ行動基準より)

#### 1. 東芝グループの基本方針

- (1)法令及び健全な商慣行に反した不適正な支出を行いません。
- (2)政治家または政治団体に対し、不適正な利益・便宜を供与しません。

#### 2. 東芝グループ役員・従業員の行動基準

- (1)官公庁の職員、政治家(議員等の候補者を含み、以下同じとします。)、政治団体等に対し、法令及び健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態のいかんを問わず、また、直接、間接を問わず、利益供与をしません(法令に違反せず、かつ社会的妥当性が認められる場合を除きます。)。また、通常の商慣行より有利な条件での販売及び貸付等(債務保証等を含みます。)を行いません。
- (2) 官公庁向け営業に関し、政治家等 (元議員等、秘書、元秘書を含みます。) 本人または本人が関係する会社に対しては、口銭、コンサルタント料等の名目のいかんを問わず、金銭を支払わず、また、便宜を供与しません。
- (3) 外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、金銭その他の利益を供与しません。
- (4)代理店等の第三者に、前記(1)から(3)に定める禁止行為をさせません。
- (5)代理店等を使用する場合、事前にその報酬等につき、合理的に取り決めます。報酬の支払につき法令上の規制があるときには、当該法令に従います。
- (6) 政治家または政治団体に対し、法令、社内規程に反した不適正な政治寄付等を行いません。
- (7) 商取引上の接待、贈物、支出等を行う場合は、法令遵守はもとより、お客様の方針を尊重します。

合わせて、東芝グループはグローバル・コンパクトに参加しており、独占禁止法・競争法 (独禁法) の遵守と腐敗防止をグローバルベースで 強化しています。

また、調達取引先へは、東芝グループ調達方針への同意と実践を要請しています。

#### 独禁法と腐敗防止に関する取り組み

東芝では、リスクマネジメント・コンプライアンスの推進体制に基づき、グローバルな規制動向をふまえて、独禁法違反と贈収賄の予防に精力的に取り組んでおり、各々について国内外の法令をふまえたコンプライアンスプログラム及びこれに基づくガイドラインなどを定め、そのなかでカルテルや贈収賄、ファシリテーションペイメント (Facilitation Payment) を含む腐敗行為など、対象となる行為を明確に定義し、禁止しています。また、コンプライアンスプログラム及びガイドラインなどでは事前審査や相談を含む社内手続き、社内体制、教育、監査にかかわる事項を定めています。事業に関連した法令の遵守については、教育の実施、関連データベースの活用などを徹底しています。

「東芝グループ行動基準」を基軸とした遵法意識啓発として、国内外で独禁法遵守や贈賄防止などのコンプライアンスに関する教育を行っており、今後も内容の充実、対象となる会社の拡大を図っていきます。

また、各グループ会社に対しリスクアセスメントを毎年実施しており、2020年度も運用状況の把握、改善の実施などに努めました。これらの取り組みについては、内部監査などで指摘された内容について改善を行うなど、継続的にリスクマネジメント・コンプライアンス体制の強化を図っています。

違反行為や違反が懸念される行為があった場合の通報制度として、従業員は内部通報制度を、また調達取引先はクリーン・パートナー・ラインを設け、違反の防止や違反につながる事態の早期把握に努めています。

新興国を中心に拡大している海外ビジネスにおける独禁法及び贈収賄などの法務リスクを適切にコントロールし、コンプライアンスの徹底を図るため、海外の主要地域における地域総括現法が各地域でのリスク管理の礎として現地法人をサポートしています。

#### 腐敗防止に関する法令違反状況(2020年度)

項目	2020年度件数	法令違反にともなう損失金額(円)
価格カルテルによる摘発	0件	0円
贈賄による摘発	0件	0円

#### 政治寄付

「東芝グループ行動基準」において「政治家または政治団体に対し、不適正な利益、便宜を供与しません」と定めています。

また、東芝では、政策本位の政治の実現への貢献、議会制民主主義の健全な発展への貢献、政治資金の透明性向上への貢献などのため、 社会貢献の一環として必要に応じて政治寄付を行うことがあります。政治寄付を行う場合は、社内規程に基づいて手続きするとともに、国 内では政治資金規正法の遵守を徹底しています。

なお、2020年度は東芝及び主要グループ会社では政治寄付を実施していません。

〉東芝グループ行動基準 7. 贈賄の禁止

#### 寄付及び資金提供

「東芝グループ行動基準」では、不適正な金銭の支出を禁止する一方で、社会への貢献度や目的、公共性などを勘案した寄付を行う趣旨の規程を設け、適正な寄付を実施しています。

#### 〉東芝グループ行動基準 19. 社会とのかかわり

〉社会貢献活動

# 公正な取引

#### 公正な取引のための方針と体制

東芝グループは、調達関連法令を遵守した公正な取引を通じて、調達取引先との健全なパートナーシップの構築に努めています。

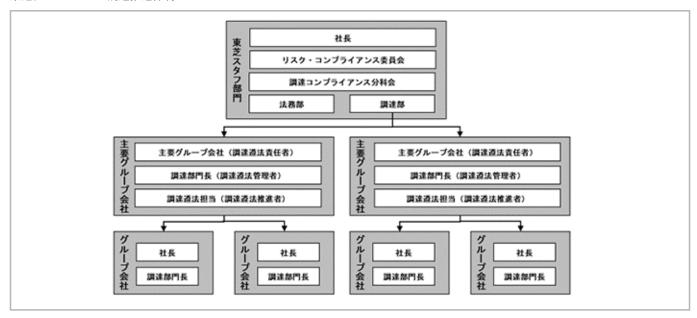
- 〉持続可能な調達活動の推進
- > 東芝グループの調達方針
- 〉東芝グループ行動基準 3. 調達活動

東芝グループは、自らの調達活動と、調達取引先の活動におけるCSRの徹底を推進しています。

それぞれの調達取引が国内外の関連法令を遵守して実施されるよう、東芝グループ内にCSR調達推進体制を整備し、対応しています。調達取引にかかわる遵法関連の情報は、このCSR調達推進体制を通じて、各グループ会社へ周知・徹底しています。

また、本社調達部が主催する遵法管理者、推進者が出席する連絡会を通じて、各種施策を周知・徹底しています。

#### 東芝グループのCSR調達推進体制



2020年度は調達プロセスにおけるコンプライアンス強化の基本方針に基づき、各グループ会社の調達プロセスの運用状況について、調達プロセスの調査及び巡回による調達取引の点検を実施し、遵法運用ルールを徹底しました。2021年度も引き続き調達プロセスの運用強化を実施します。

### 調達取引先を対象とした通報制度「クリーン・パートナー・ライン」

東芝グループは「クリーン・パートナー・ライン(お取引先様通報制度)」を開設しています。これは、東芝グループの関係者が、調達などの取引に関して法令、東芝グループの行動基準・調達方針、取引契約、企業倫理などに違反又は違反の疑いがある場合に、その旨を調達取引先から通報していただく窓口です。通報した方の個人情報は、ご本人の承諾を得ない限り「クリーン・パートナー・ライン」事務局外の者に開示されません。また、通報内容は厳正に取り扱い、通報したことを理由として通報者及びその勤務先を不利益に取り扱わないように配慮しています。関係調達取引先へ制度を周知するとともに、活用をお願いしています。

#### > クリーン・パートナー・ライン



#### 公正な取引を徹底するための点検(下請法の遵守の徹底)

下請取引を実施している国内東芝グループを対象にした下請取引のモニタリングを実施しており、改善が必要と判断された事項については 改善指導を実施し、更なる徹底を図っています。

#### 公正な取引を徹底するための教育

公正な取引を徹底するため、東芝グループではさまざまな調達遵法教育を実施しています。2007年度から毎年、グループ国内従業員を対象にした、下請法のe-ラーニングを実施しています。

2020年度は、2021年1月から2月にかけて、グループ従業員76,504人が下請法のe-ラーニングを受講しました。

グループ調達部門員向けには、適正な取引を実施及び監督するために、経験職務の各段階でより専門的な教育を実施しています。

# 反社会的勢力との関係遮断

東芝では、1997年に総会屋をはじめとする反社会的勢力との絶縁について取締役会で決議し、以後、適法かつ適正な企業活動を妨げる社外からの接触への厳正な対応を行っています。こうした姿勢について、「東芝グループ行動基準」においても、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記しています。同行動基準に関するe-ラーニング教育を全従業員に実施することにより、反社会的勢力の排除について啓発・周知徹底を継続して図っています。反社会的勢力との一切の関係遮断をいっそう確実なものとするため、渉外監理基本規程を整備・運用し、各部門において渉外監理実施責任者を選任して種々の施策を講じています。各部門の渉外監理実施責任者は、新規の取引先と各種取引を行う場合には、当該取引先が反社会的勢力でないことを確認しています。また、既に取引をしている取引先についても、定期的に調査を実施しています。

取引に使用する契約書などには、原則として、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合の無催告解除を可能にする旨の「暴力団排除条項」を盛り込んでいます。 また、警察、顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センターなど外部機関との連携により、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しています。

# 輸出管理

#### 輸出管理に関する方針

東芝グループにおける輸出管理の基本方針は、東芝グループ行動基準に示すとおり「国際的な平和と安全の維持を阻害するおそれのある取引に関与しないこと」と「事業活動を行う国や地域の輸出管理に関する法令(日本の場合は外為法)、及び米国原産貨物・技術の取引を行う場合は米国の輸出管理に関する法令を遵守すること」です。

この基本方針に基づき「輸出管理プログラム(以下、東芝ECCP\*)」を策定するとともに輸出管理体制を構築し、輸出許可の要否を判断するための貨物・技術の該非判定と厳格な取引審査、定期的な輸出管理監査、全役員・従業員への教育、所管グループ会社に対する指導・支援などを実施しています。

#### 東芝輸出管理プログラム(東芝ECCP)

第1章 基本方針

第2章 用語の定義

第3章 輸出管理体制

第4章 管理手続

第5章 教育

第6章 監査

第7章 違反の告知・罰則

第8章 グループ会社

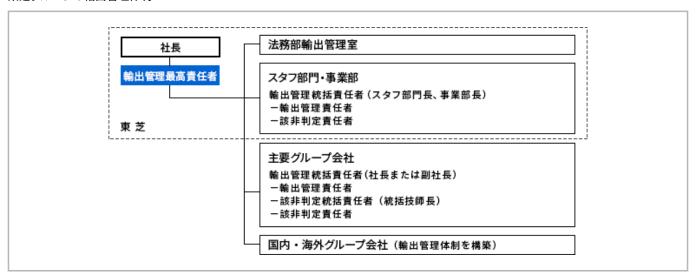
#### 〉東芝グループ行動基準 9. 輸出管理

**※** ECCP: Export Control Compliance Program

#### 輸出管理に関する体制

東芝の輸出管理体制は、代表執行役又はそれに相当する者を輸出管理の最高責任者に充て、その最高責任者の下に「東芝ECCP」の運用全般を管理する組織として法務部輸出管理室を置いています。スタフ部門ではスタフ部門長が、グループ会社では社長が輸出管理を統括する輸出管理統括責任者として、「東芝ECCP」に基づきそれぞれの輸出管理体制を構築しています。

#### 東芝グループの輸出管理体制



#### 該非判定・取引審査

輸出する貨物・技術が、経済産業大臣の輸出許可が必要かどうかの該非判定を技術部門が行い、それに基づいて用途確認・顧客審査などの取引審査を行います。いずれも複数の担当者、責任者で確認、承認のチェックを実施しています。また、懸念のある国・地域向けの取引などについては、輸出管理室が厳格な審査、承認を行っています。

#### 輸出管理に関する点検・監査

各コーポレートのスタフ部門及び所管のグループ会社では、自部門に対して内部点検を行うとともに、輸出管理室又は所管部門が定期的に 監査を行い、法令を遵守し適正に輸出管理が実施されていることを確認しています。監査は対象会社により1~3年に1度の頻度で行ってお り、2020年度は、国内は社内4部門、グループ会社5社の監査を実施しました。海外は欧米、アジア、中国を順に監査を行っており、2020 年度はアジアのグループ会社8社の監査を実施しました。監査での指摘については、改善処置計画を提出させるとともに、その改善実施状 況を確認します。

#### 輸出管理教育

輸出管理の重要性を認識させ、かつ「東芝ECCP」及び輸出管理規程を周知・徹底するため、輸出管理室はスタフ部門やグループ会社などに対し輸出管理教育(定型教育、専門教育)を行っています。

更に、国内グループ会社の全従業員を対象に毎年e-ラーニング教育を実施しています。

国内外の東芝グループ会社は、「東芝ECCP」をモデルに東芝と同様の輸出管理を行っています。この実施状況については、輸出管理監査を通じて確認します。

輸出管理室は、スタフ部門や主要グループ会社との意見交換会を開催し、国際情勢、規制動向、要請事項などを伝達するとともに、情報・意見交換を行っています。主要グループ会社が所管するその他のグループ会社に対しては、主要グループ会社が輸出管理の指導・支援を行います。

また、海外グループ会社に対する支援強化を目的に、現地の輸出管理実務者向けに3か月に1回、輸出管理ニュースを発行し、輸出管理関連の法改正、制裁、違反事例などを共有しています。

# 情報セキュリティ管理

#### 情報セキュリティ管理の方針

東芝グループは、「個人情報、お客様・取引先の情報、経営情報、技術・生産情報など、事業遂行過程で取り扱うすべての情報」の財産価値を認識し、これらを秘密情報として管理するとともに、不適正な開示・漏洩・不当利用の防止及び保護に努めることを基本方針としています。この方針は、東芝グループ行動基準の「情報セキュリティ」の項に規定し、東芝グループの全役員・従業員に周知しています。

東芝グループは法令や社会環境の変化に対応し、また情報セキュリティをより確実に管理運用するため、関係する規程類を継続的に見直しています。

業務委託先に情報を提供する場合は、秘密保持及び関係法令の遵守を当社に準じて行うよう業務委託先に求めています。

#### 〉東芝グループ行動基準 17. 情報セキュリティ

〉個人情報保護方針

#### 情報セキュリティ管理の体制

東芝グループは、情報セキュリティを経営課題として取り組むために、CISO (Chief Information Security Officer:最高情報セキュリティ責任者)を統括責任者とする情報セキュリティ管理体制を構築しています。

東芝グループの情報セキュリティを確実にするために必要な事項は、サイバーセキュリティ委員会で審議します。統括責任者は、情報セキュリティにかかわる社内規程が円滑、効率的かつ確実に運用されるよう施策を立案し、実行します。

東芝社内の各部門と主要グループ会社及び関係会社※1においては、当該組織長が管理責任者として自組織の情報セキュリティについて責任を負うとともに、所管する国内外の東芝グループ会社に対して、東芝と同等レベルの情報セキュリティ管理を実施させるため、指導・支援を行います。

#### 東芝グループ 情報セキュリティ管理体制



※1 主要グループ会社及び東芝エレベータ(株)、東芝ライテック(株)、東芝キヤリア(株)、東芝プラントシステム(株)

**%**2 CSIRT: Computer Security Incident Response Team

#### 情報セキュリティ対策

東芝グループは、4つの視点で情報セキュリティ対策を実施しています(下表参照)。これらの施策は、技術企画部が規程やガイドラインに盛り込み、通知や説明会などによって東芝グループ全体に周知しています。

#### 4つの視点で情報セキュリティ対策を実施

対策区分	内容		
(1)組織的対策: 体制をつくり、ルールをつくる	・情報セキュリティ関連規程類の定期的な見直し ・体制の構築と維持 ・監査の実施 など		
(2)人的、法的対策: ルールを従業員等に守らせる	・就業規則における情報保護義務や罰則の規定 ・定期的な従業員教育の実施 ・委託先の情報セキュリティ評価や秘密保持契約の締結 など		
(3) 物理的対策: ルールの具体化を物理的側面で支援	・情報機器の持出し管理 ・施設立入り制限や、入退室(館)管理 ・重要度の高い情報の施錠管理 など		
(4) 技術的対策: ルールの具体化を技術的側面で支援	・情報機器のウイルス対策、ハードディスクの暗号化、EDRツール*の導入 ・社外へ公開するサーバの脆弱性確認や保護対策強化 ・外部からの不正アクセスや情報漏洩の監視と制御 など ※ EDR:Endpoint Detection and Response		

なお、年々高度化するサイバー攻撃への対策として、不審メールを防御する仕組みの導入やIoTデバイスなどの情報機器のウイルス対策の徹底、全従業員に標的型攻撃メール訓練を実施しています。また、セキュリティ専門会社による外部の擬似攻撃・侵入テストを受診し、東芝グループのセキュリティ施策の実効性を確認しています。更に社内にウイルスなどが侵入した場合でも迅速に対処できるように、ネットワークや社内システムの監視を強化しています。

#### 情報セキュリティ管理に関する点検・監査及び教育

東芝グループは多様な事業分野を有することから、グループ全体の情報セキュリティを確保するためには、各社が自律的にPDCAサイクルを回すことが大切です。そこで、東芝グループでは、毎年社内ルールの遵守状況を各社自ら点検し、問題点の発見・改善に努めています。そのうち東芝各部門、主要グループ会社及び関係会社\*1の点検結果や改善活動は技術企画部が評価し、是正が必要であれば指導・支援しています。2020年度は、①情報機器の紛失・盗難対策、②社外からの技術調達に関する情報セキュリティ、③海外東芝グループ会社の情報セキュリティの3点を重点ポイントとして確認しました。近年の日系企業に対するサイバー攻撃では、海外子会社を経由して国内の情報を窃取しようとする傾向が多く確認されているため、③の重点ポイントでサーバの管理者IDが脆弱なパスワードになっていないかツールを活用して確認し、強度の高いパスワード管理を指導しました。東芝グループ各社の点検結果や改善活動は所管部門が評価し、改善の指導・支援をしています。

更に、国内東芝グループ会社では事業内容に応じてISMS認証 $^{*2}$ やプライバシーマーク $^{*3}$ を取得し、認証機関による外部監査を受けています。

また、東芝グループでは社内ルールの徹底を図るため、毎年すべての役員、従業員、派遣社員を対象に教育を実施しています。このほか、 情報セキュリティの実務担当者向け教育や新卒採用者への導入教育を実施しています。

- ※1 主要グループ会社及び東芝エレベータ(株)、東芝ライテック(株)、東芝キヤリア(株)、東芝プラントシステム(株)
- ※2 ISO/IEC 27000シリーズに準拠した情報セキュリティマネジメントシステムの第三者認証制度
- ※3 日本産業規格「JIS Q15001個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」に適合して個人情報の取り扱いを適切に行う体制などを整備していることを第三者機関が評価し、付与するマーク

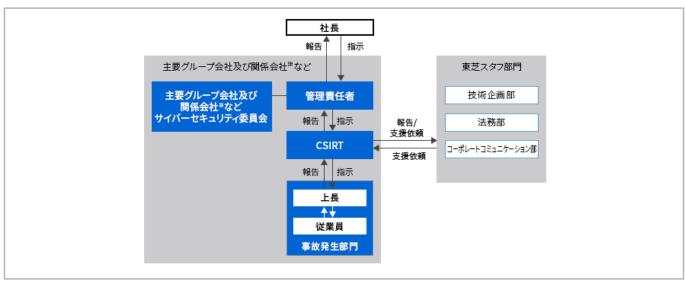
#### 情報の漏洩などインシデント発生時の対応

秘密情報の漏洩など、万が一情報セキュリティインシデントが発生した場合、情報セキュリティインシデント報告体制に則り、迅速な対応を とっています。

従業員は、会社情報の漏洩などのインシデント発生又はその可能性を認知した場合、直ちにCSIRTに連絡します。報告を受けたCSIRTリーダーは、原因の究明や再発防止策の検討など、必要な措置を講じます。また法令などに違反するおそれのある重大な秘密情報の漏洩又はその可能性が発生した場合は、該当する法令などに従い、関連部門において協議の上、公表などの対応を実施します。

なお、社外から取得した秘密情報や社外に影響を与えるインシデントが発生した場合は、事実関係、再発防止策などの必要事項を連絡するなど、誠意をもって適切な措置を講じます。

#### 情報セキュリティインシデント報告体制



※ 主要グループ会社及び東芝エレベータ(株)、東芝ライテック(株)、東芝キヤリア(株)、東芝プラントシステム(株)

#### 情報の漏洩などインシデント発生の状況

2020年度、東芝グループでは会社が保有する重要な情報の漏洩事故は発生していません。また、個人情報に関する外部当事者・規制当局などからの不服申し立てなどは発生していません。引き続き情報セキュリティに係る事故防止に向けて万全の態勢で取り組んでいきます。 情報セキュリティ管理の詳細は、サイバーセキュリティ報告書をご覧ください。

# 適正な製品表示と広告

#### 適正な製品表示と広告の方針

東芝グループでは「東芝グループ行動基準」に則り、法令に基づいて正確な製品情報の提供と適正な広告表示に努めています。グループ会社の品質部門は、製品提供先となる国が規定している関連安全規格、技術基準 (UL規格\*1、CEマーキング\*2など)を常に調査し、各規格・基準にしたがって安全規格の表示をしています。

#### 〉東芝グループ行動基準 2. お客様の尊重

〉東芝グループ行動基準 15. 広告活動

※1 UL規格:材料・製品・設備などの規格を作成し、審査・認証する米国のUL LLCが発行する安全規格 ※2 CEマーキング:製品が欧州連合 (EU) 共通の安全規格に適合していることを示すマーク。指定製品にこのマークがなければ欧州経済領域 (EEA) で流通が認められない

#### 製品にかかわる規制・自主的規範の遵守状況

2020年度、製品やサービスのライフサイクルにおいて、製品安全に関する規制ならびに自主的規範についての違反事例はありません。製品及びサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範についても、違反事例はありません。

#### 広告・表示に関する法令の遵守状況

国内東芝グループでは、「独占禁止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「景品表示法」の遵守徹底により、2020年度、広告に関する違反事例はありません。

# 税務•納税

#### 申告・納税に関わる基本方針

東芝グループは、税務・納税にかかわる基本方針を定め、各国の法令や通達・規則を遵守するとともに、適正な申告や納税に努めています。

#### 申告・納税に関わる基本方針

東芝グループでは税務上の申告や納税について、次の方針に則り適正に行うようにしています。

#### 1. 法令の遵守

東芝グループは、各国の法令をその趣旨を斟酌した上で遵守し、その他OECD等の国際機関が公表しているガイドライン等を参考として、申告や納税を行います。

また、東芝グループは、事業目的に紐づいた適正な税務ストラクチャーにより事業活動を行い、租税回避を目的とした取引を一切 行いません。

#### 2. 適正な税額の実現

東芝グループでは法令を遵守した上で、連結納税制度など法令上認められている制度等を、その趣旨をふまえて活用して適正な 税額の実現を図ります。

3. 税務当局との関係

東芝グループは、各国税務当局と良好な関係を維持するように努め、誠意ある対応を行います。

#### 税務関連業務の行動原則

東芝グループは、税務・納税にかかわる基本方針を達成するため、以下の原則に基づき行動します。

#### 税務関連業務の行動原則

1. ガバナンス向上

東芝グループは、事業活動における税務リスクを把握する体制を整備し、ガバナンスの向上に努めます。

2. CSR向上

東芝グループは、税務関連業務を行う際に、法令の遵守のみにとらわれず、企業の社会的責任も念頭に置きます。特に、政府、地域 社会、株主、従業員その他のステークホルダーへの責任を考慮します。

3. 税務リスク最小化

東芝グループは、取引の事前税務アセスメント及び適正な申告を通じて、税務リスクの抑制を図ります。リスクを検討する際は、 レピュテーションリスク等を含め、多面的に検討します。

#### 税務関連業務の取り組み

東芝グループは、税務・納税にかかわる基本方針を達成するため、以下のような取り組みを行っています。

#### ■ 従業員への教育と外部専門家の活用

東芝グループの税務関連業務は、現地の税制に精通した従業員によって遂行されます。また、税務関連業務に従事する従業員に対しても、 経験や職位に応じて、専門知識を得られるよう配慮します。東芝グループは、原則として定期的に外部専門家による業務のレビューを受け、 法令などの適用に誤りがないか確認し、最終的な税務判断を行います。

#### ■ 国際課税制度に関する取り組み

東芝グループは、国外関連者との間で取引を行う際は、責任を持って独立企業間価格による取引を行うとともに、その価格設定などの考え 方及び実績について、所在地国の法令に基づいた文書化を行います。また、東芝グループは、国際取引を行う場合には、関係する国の間 での租税条約の有無の確認を行い、租税条約がある場合にはその内容を熟知したうえでその租税条約を適用します。

# BCP(事業継続計画)によるリスク管理

地震や風水害などの大規模災害への対策が十分でない場合、長期にわたって操業停止に陥り、多大な損失を被ると同時にステークホルダーに甚大な影響を与えるおそれがあると想定されます。 東芝グループでは従業員とその家族の安全確保、事業場・工場の保全といった 防災対策に加え、被害、損害を受けた場合でも製品・サービスの提供を継続あるいは早期に再開できるよう、事業継続の観点でも対策を 進めています。

2007年から全社的に展開しているBCP (Business Continuity Plan) の策定もその一環です。社会的・経済的影響の大きい重要事業を中心に巨大地震や新型インフルエンザを想定したBCPを定め、その実効性を維持向上するための継続的な改善を行っています。

新型コロナウイルス感染症に対しては、「事業継続と社会的責任の完遂」と「従業員と社会の安全確保」の2つの軸で2020年2月から緊急体制を敷き、徹底した出社抑制や会社スケジュールの大胆な変更など、最悪の状態を想定した備えと生命を守るための前例のない対策を全社で実行に移してきました。

東芝グループは、全従業員の安全確保を第一に、感染症の大流行と地震や風水害などの大規模災害が複合的に発生した時にも事業を継続できるよう、今後もBCPを強化していきます。

#### > 東芝グループにおける新型コロナウイルス感染症への対応について

#### 調達BCPマネジメント力の強化

東芝グループは、2011年に起こった東日本大震災、タイ洪水の経験をふまえて、有事に強い調達体制の構築を進めています。東芝グループの調達方針に基づき、調達取引先に対して、不測の災害などが発生した時の供給継続への協力を要請しています。

2012年には危機管理標準である「調達BCPガイドライン」を制定しました。また、サプライチェーン寸断リスクの極小化と、寸断した場合の復元までの時間短縮をめざし、同年、サプライチェーン上流に遡った企業情報を管理する仕組みを構築しました。この仕組みを運用し、不測の災害などが発生した時には、迅速にグローバルレベルで調達取引先への影響を調査し、速やかに対応するよう努めています。

新型コロナウイルス感染症に対しては、調達取引先と連携して供給を確保し、事業への影響を最小限に抑えるように努めています。また、2020年度下期以降の世界的な半導体の需給逼迫を受け、半導体調達取引先との供給交渉や代替品調達などを進めています。

# 医療機関等との関係の透明性

東芝は、医療機関等と透明性のある関係を築き、高い倫理性を担保し、ライフサイエンスの発展への貢献をめざしています。日本医療機器 産業連合会「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に示された理念をふまえ、 医療機関等との関係の透明性に関する 指針を2021年度に策定しました。

#### ESG活動報告 ガバナンス

# 研究開発と知的財産



東芝グループは、人々の安心・安全・快適な社会の実現をめざし、市場やお客様の声に常に耳を傾け、グループのもつ幅広い技術を多方面に活用することで相乗効果を発揮させ、新たな顧客価値を創出します。また、グローバルな知的財産戦略により、研究開発の成果を最大限活用していきます。

#### 中長期目標

インフラサービスカンパニーとして、性能・機能・品質の優れた製品の提供に加えて、それら製品を通じた顧客との接点を活かしたソリューションにより新たな価値を創造し、社会に貢献する。

#### 2020年度の成果

- ・新型コロナウイルス感染症対策の技術開発を実施
  - ・eラーニング クラウドサービスなどによるリモートワーク・ 教育の支援
  - ・画像解析AI技術によるソーシャルディスタンスへの対応
  - ・有人環境でのウイルス抑制・除菌による安全・健康への貢献
- ・社外とのオープンイノベーションを加速
  - ・常温環境下において世界最高スピードで変換可能なCO<sub>2</sub> 資源化技術を開発し、カーボンリサイクルのビジネスモデル 検討も開始
  - ・VPP技術を活用した再生可能エネルギー普及促進をめざ し、新会社の設立に合意
- ・金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた量子暗号 技術活用の共同検証を開始
- ・世界知的所有権機関(WIPO)の環境技術移転促進活動WIPO GREENに参画

#### 今後の課題と取り組み

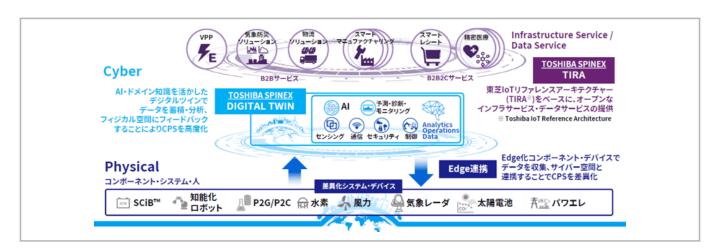
人々の暮らしと社会を支えるエネルギーシステムソリューション、インフラシステムソリューション、ビルソリューション、リテール&プリンティングソリューション、デバイス&ストレージソリューション、デジタルソリューションの6事業領域を中心に革新技術を創出し、社会が直面するさまざまな課題の解決に貢献するインフラサービス・データサービスを創出するための研究開発を、グローバルに展開していきます。インフラサービスを差異化するため、電池、パワーエレクトロニクス、知能化ロボットなど、エッジと称されるデバイス・コンポーネントや、AI・セキュリティなどデータの分析・高度化にかかわる基盤技術の強化を図っていきます。更に、量子応用や精密医療など、将来の社会課題解決への貢献が期待される先端技術にも注力していきます。インフラサービスカンパニーとして社外との連携を引き続き強化し、より高い価値を短期間で社会に提供します。

#### > 2020年度以降にいただいた社外からの評価

# 研究開発

#### 研究開発の方針

私たちは地球温暖化や、自然災害の甚大化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、複雑化するさまざまな社会問題に直面しています。東芝グループでは、強みとするコンポーネントやシステムをIoT技術によりEdge化してデータを収集し、Cyber空間上にデジタルツインを構築、Alを活用してデータを分析し、Physical空間にフィードバックすることにより、コンポーネントの動作やシステムの運用を高度化します。この東芝グループならではのCPS (サイバーフィジカルシステム) テクノロジーや先端技術を結集して、未来を思い描きながらこれらの社会問題やお客様が抱える問題の解決に取り組んでいます。

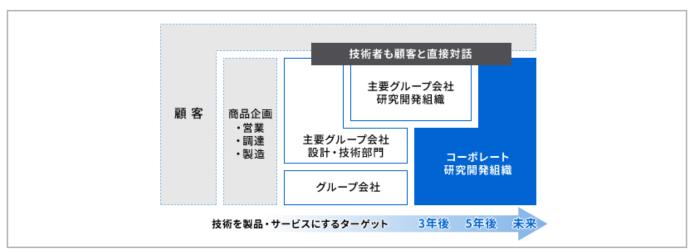


今後はカーボンニュートラル、インフラ強靭化、ニューノーマルやQOL (クオリティオブライフ) 向上といった新しい生き方のための技術に注力して、基礎収益力の強化をベースに成長へと軸足をシフトし、インフラサービスカンパニーとしての安定成長、更には世界有数のCPSテクノロジー企業としての飛躍をめざしていきます。

#### 研究開発体制

シーズ・コンセプトを起点とした技術主導と、商品企画・ビジネスモデル主導の両面から、目的に合わせて最適な研究開発拠点で研究開発を行っています。中長期的な基礎研究に取り組むコーポレート研究所、中期的な要素技術開発を行うグループ会社の研究開発部門、製品・サービスを実現する製品技術を担う主要グループ会社技術部門に研究・開発の拠点を分け、技術課題の解決に向けて最適な研究開発体制を構築しています。

#### 研究開発体制



#### 国内外の主要拠点



研究開発拠点をアメリカ、欧州、中国、インド、ベトナムなどに展開し、東芝グループ国内外技術開発拠点が相互に連携し、グローバルで最先端の研究開発を幅広く行っています。国際的な競争力を高めるために、研究・開発においても市場変化への即応力を高めており、特に市場が拡大する中国・アジアでは、製造拠点だけでなく、エンジニアリング拠点や開発拠点の現地展開を図っています。今後は新興国における研究開発が起点となり、先進国を含めたグローバルな市場に受け入れられる製品を生み出していきます。

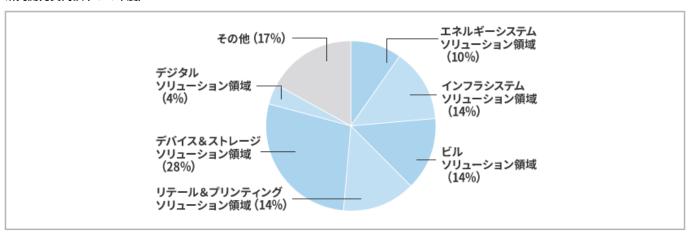
#### 研究開発費

2016	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
2,955	5億円	1,787億円*	1,675億円	1,589億円	1,505億円

※ メモリ事業分野にかかわるものを除く。メモリ事業分野を含めた研究開発費は2,978億円

東芝グループの売上高に対する研究開発費率は、約5%で推移しています。

#### 研究開発費内訳(2020年度)



#### 新型コロナウイルス感染症対策への技術を通じた貢献

東芝グループでは、新型コロナウイルス感染症対策技術により、生活やコミュニケーションの場における安全・安心へ貢献します。

#### ┃リモートワーク・教育の支援

東芝デジタルソリューションズ (株) は、リモートワークを推進する企業を支援するため、eラーニングを簡単に作成することができるeラーニング クラウドサービス「Generalist®/LW」のコンテンツの一部を2020年10月末まで無償で提供しました。また、東芝は、オンライン化した学校の授業の質の維持・向上に貢献するよう、教師の音声を認識し、字幕をリアルタイムで表示、また字幕化により授業全体をテキストデータ化する音声自動字幕システムToScLive™を開発しました。

>eラーニングクラウドサービスGeneralist®/LW 内定者向けコンテンツ、Microsoft Officeコンテンツ、テレワークコンテンツを無償提供

〉オンライン授業向けのリアルタイム音声自動字幕システムToScLive™を開発

#### ■ ソーシャルディスタンスへの対応

東芝は、監視カメラの画像から、密集状態を検知して通知することで店舗や公共施設内の状態を把握できるようになり、監視の平準化・省力化が図れるほか、滞留する場所を可視化することにより密集緩和対策への貢献が期待できる画像解析AI技術を開発しました。

> 一般的なPCで高速に群集の人数をカウントするAIを開発

#### 安全・健康

東芝ライテック(株)は、公共の場での感染を防ぐ手段として、有人環境でウイルス抑制・除菌効果のある紫外線を照射できる照射装置をウシオ電機株式会社と共同開発しました。また、東芝デジタルソリューションズ(株)は、CO₂センシングで換気を実施するアプリなどを簡単につくることができる「ifLinkコミュニティ活動」を提供します。

- 〉有人環境下で使用できるウイルス不活化・殺菌技術「Care222®」を搭載した新製品2機種を1月から発売
- > IoTを使ったビジネス展開をサポートする「ifLinkプラットフォーム」の提供を開始

#### 社外との連携によるオープンイノベーション

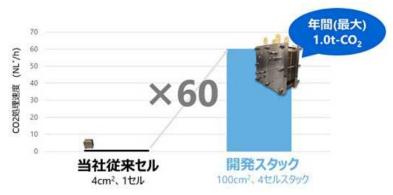
常温環境下において世界最高スピードでCO₂を価値ある資源に変換可能なCO₂資源化技術を開発し、 カーボンリサイクルのビジネスモデル検討も開始(2020年12月、2021年3月)

東芝は、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を燃料や化学品の原料となる一酸化炭素に電気化学変換するCO<sub>2</sub>資源化技術「Power to Chemicals」において、変換する電解セルを当社独自の技術で積層 (スタック) することで単位設置面積当たりの処理量を高め、郵便封筒 (長3) サイズの設置面積で、年間最大1.0t-CO<sub>2</sub>の処理量を達成しました<sup>1</sup>。 Power to Chemicalsは、東芝エネルギーシステムズ (株)、東洋エンジニアリング (株)、出光 興産 (株)、全日本空輸 (株)、日本CCS調査 (株) と連携して進める、CO<sub>2</sub>を持続可能なジェット燃料 (SAF) に再利用するカーボンリサイクルのビジネスモデル検討で活用されるものです。

- > 常温環境下において世界最高スピードでCO₂を価値ある資源に変換可能なCO₂資源化技術を開発
- > カーボンリサイクルのビジネスモデル検討を開始



開発スタック(電極面積100cm<sup>2</sup>、4セル積層)の外観写真

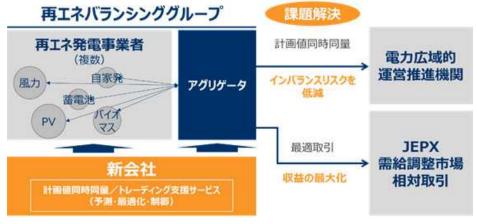


今回開発したCO2電解スタックのCO2処理速度

# VPP技術を活用した再生可能エネルギー普及促進をめざし、 新会社の設立に合意(2020年11月)

東芝エネルギーシステムズ(株)は、VPP技術を活用した支援サービス提供により、再生可能エネルギーの普及促進をめざし、世界最大規模のVPP事業者であるドイツのネクストクラフトベルケと新会社「東芝ネクストクラフトベルケ」を設立することに合意しました。新会社では、日本国内を中心にバーチャルパワープラント(VPP)技術を活用し、再生可能エネルギー発電事業者や需要家、発電事業者を束ねるアグリゲーター向けに、計画値同時同量<sup>11</sup>への対応や電力の需給調整市場における最適なトレーディング運用などの支援サービスを提供します。

#### 〉世界最大規模のVPP事業者「ネクストクラフトベルケ」と新会社の設立に合意



新会社のビジネスモデル

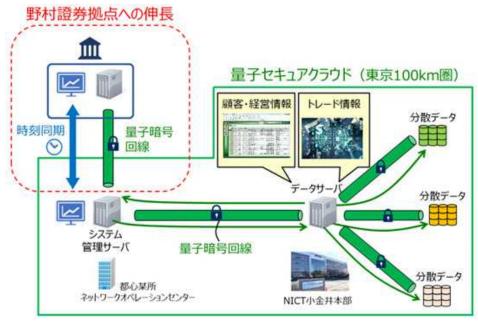
<sup>\*1</sup>本成果の一部は、環境省委託事業「人工光合成技術を活用した二酸化炭素の資源化モデル事業」により行われました。

<sup>\*1</sup> 発電事業者や小売電気事業者などが30分単位で発電計画と発電実績、需要計画と需要実績を一致させるように調整を行う仕組み

#### 【金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた量子暗号技術活用の共同検証を開始(2020年12月)

東芝は、野村ホールディングス(株)、野村證券(株)、国立研究開発法人情報通信研究機構、日本電気(株)と、5者共同で、金融分野におけるデータ通信・保管のセキュリティ強化に向けて、量子暗号技術の有効性と実用性に関する国内初の検証を2020年12月より開始しました。 今後、5者は本検証の成果をふまえ、金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた量子暗号技術・量子セキュアクラウドシステムの活用策、適切な導入プランの策定などに取り組んでいく予定です。

#### > 金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた量子暗号技術活用の共同検証を開始



量子暗号及び量子セキュアクラウドシステムの検証環境のイメージ図

本共同検証は、内閣府が主導する戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「光・量子を活用したSociety 5.0実現化技術」(管理法人:国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)の一環として実施します。

# 知的財産

#### 知的財産に関する方針と戦略

東芝グループでは、「知的財産権に関する法令を遵守すること」「会社の知的活動の成果を知的財産権によって保護し、積極的に活用すること」 「第三者の知的財産権を尊重すること」を知的財産の基本方針として、「東芝グループ行動基準」で定めています。

また、知的財産を「事業活動や事業貢献のツール」として活用し、東芝グループが培ってきた技術・事業の強さを支える知財力の強化を継続するとともに、CPS(サイバー・フィジカル・システム)テクノロジー企業への飛躍を実現するためにデータ・サービス視点での知財戦略構想力強化に取り組み、研究開発の成果である知的財産の積極的な活用を通じて、新たな価値を社会に提供していきます。

#### 〉東芝グループ行動基準 12. 知的財産権の尊重

#### 東芝グループの知的財産戦略

#### 知財による事業への貢献の拡大

#### CPSテクノロジー企業への飛躍を実現する

#### 技術・事業の強さを支える知財力強化

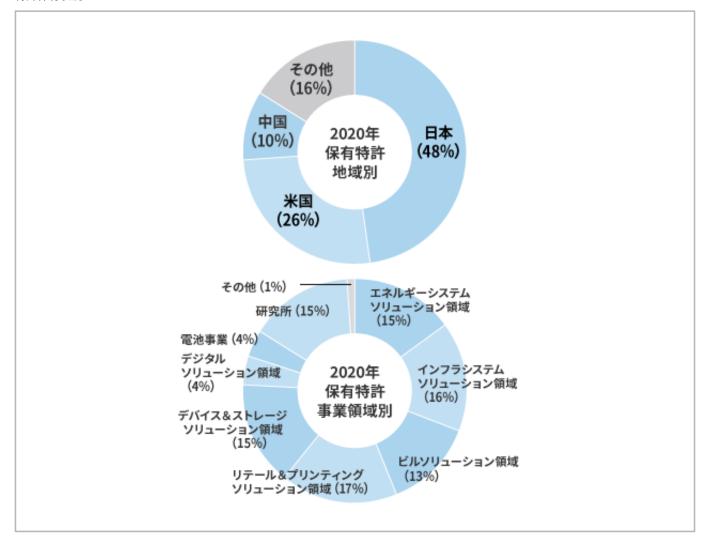
- ・活用を見据えた特許ボートフォリオ構築
- ・競合との特許バランスの維持・強化
- ・知財リスクのミニマム化

#### ×

#### データ・サービス視点での知財戦略構想力強化

- ・「やりたいこと」に基づく新サービス・ビジネスモデル開発への参画
- ・知財視点でのビジネスモデルのブラッシュアップ
- ・ビジネスを成功させる契約対応とオープンクローズ戦略の実行
- ・知財情報の分析と情報提供

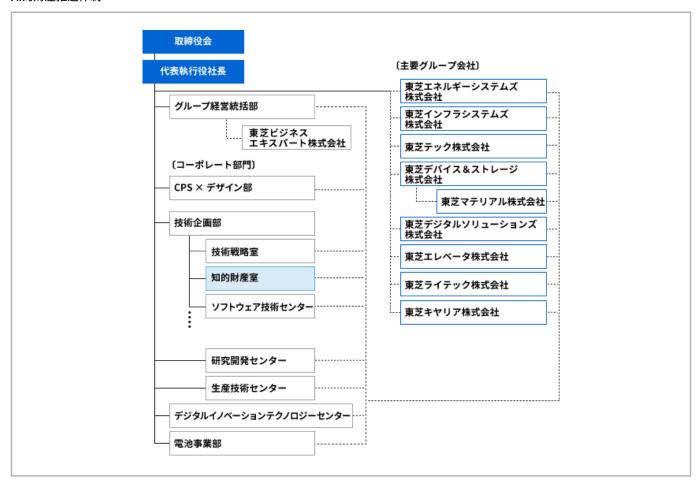
#### 特許保有状況



#### 知的財産にかかわる体制

知的財産部門の組織体制は、コーポレートの知的財産室と研究所・主要グループ会社の知的財産部門で構成されています。コーポレートの知的財産室は、知的財産に関する全社戦略・施策の立案・推進、契約・係争対応、特許情報管理、著作権などの知的財産権法対応を行っています。一方、研究所・主要グループ会社知的財産部門は、それぞれの開発・事業領域における知的財産戦略を進め、優れた知的財産ポートフォリオの構築を図るべく、知的財産の強化に取り組んでいます。

#### 知的財産推進体制



#### WIPO GREENへの参画

東芝は、特許などの知的財産の活用を通じて世界の環境保全に貢献すべく、世界知的所有権機関(WIPO: World Intellectual Property Organization)が運営する、環境技術のグローバルな移転促進のためのプラットフォームWIPO GREENに、環境技術に関する特許権を登録しています。この取り組みを通じて、東芝の環境に関する技術や知的財産を世界へ展開し、気候変動をはじめとする環境に関する社会課題解決につなげることで、SDGsの達成に貢献できるよう、今後も活動していきます。

> WIPO GREEN |

#### 模倣品対策

東芝ブランドは、東芝グループの企業価値や東芝グループが提供する商品、役務などの価値を象徴するものです。東芝製品の模倣品を放置することは、東芝のブランド価値や社会的信用を脅かすだけでなく、お客様が純正品と誤認して模倣品を購入し、期待どおりの製品効能が得られない状況を生じるおそれがあります。そのため、模倣品排除に努めるとともに、国内外の模倣品対策団体とも連携し、現地の政府機関などに対し取締強化を積極的に働きかけています。